

## 大阪市告示第188号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月6日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

施設名	年月日	供用時間
大阪市立中央区民センター	令和8年3月1日（日）	午後0時30分から 午後9時30分まで

（中央区役所市民協働課）